

臨時株主総会招集ご通知

日 時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター
大会議室さくら

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

| | |
|--|----|
| ■臨時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■株主総会参考書類 | 3 |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 3 |
| 第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）3名選任の件 | 9 |
| 第3号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件 | 12 |
| 第4号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）の報酬額設定 の件 | 16 |
| 第5号議案 監査等委員である 取締役の報酬額設定 の件 | 16 |



証券コード：6624
2019年3月12日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田淵電機株式会社
代表取締役社長 小野 有理

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター 大会議室さくら
(本臨時株主総会の会場は、昨年6月の定時株主総会、同じく12月の臨時株主総会の会場とは異なりますので、末尾記載のご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト (<http://www.zbr.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設を行うものであります。また、グループの決議機関の運営方法及び機能の見直しにより、執行役員および執行役員会に係る規定の削除も行います。なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 〈現行定款〉 | 〈変更案〉 |
|--|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| (機関の設置) | (機関の設置) |
| 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、執行役員会及び会計監査人を置く。 | 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人</u> を置く。 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第17条 当社の取締役は3名以上とする。 | 第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は3名以上とする。 |
| (新設) | 2 <u>当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。</u> |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の選任) | (取締役の選任) |
| 第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 第18条 取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。 | 2 同左 |

| 〈現行定款〉 | (変更案) |
|--|--|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長及び取締役会議長各1名を選定することができる。ただし、取締役会議長は、取締役会長が欠員のときに置くことができる。</p> <p>2 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となり、経営の大綱を総覧する。</p> <p>3 取締役社長は、<u>執行役員会の議長となり、これを招集し、会社の業務執行を総轄する。</u></p> <p>4 取締役会議長が選定された場合、取締役会議長は、取締役会を招集し、その議長となり議事を進行する。なお、取締役社長は、取締役会議長を兼任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長及び取締役会議長各1名を選定することができる。ただし、取締役会議長は、取締役会長が欠員のときに置くことができる。</p> <p>2 同左</p> <p>3 取締役社長は、会社の業務執行を総轄する。</p> <p>4 同左</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 〈現行定款〉 | (変更案) |
|--|---|
| <p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3 同左</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 〈現行定款〉 | (変更案) |
|---|-------|
| <p><u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> | |
| <p>(監査役の任期) <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> | |
| <p>(常勤の監査役および常任監査役) <u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u> <u>2 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の報酬等) <u>第30条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除) <u>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> | (削除) |

| 〈現行定款〉 | (変更案) |
|---|--|
| <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第32条 <u>監査役会を招集するには、開催日より3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 〈現行定款〉 | (変更案) |
|---|---|
| <p>第6章 執行役員および執行役員会</p> <p>第33条 執行役員は、取締役会の決議をもって選任され、執行役員会の構成員として、その任にあたる。</p> <p>2 執行役員会は、取締役会から委託を受けた事項の審議及び決議を行うものとする。</p> <p>3 執行役員及び執行役員会の権限並びにその他の事項については、本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める執行役員会規則及び執行役員規程による。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第29条～第32条 (現行通り)</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。 つきましては、取締役3名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本臨時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---------------------|--------------------------------|--|------------|
| 1 【再任】 | おのゆうり 小野有理 (1974年11月3日生) | 2005年5月 ユーリズムコンサルティング代表 2015年4月 N S T株式会社代表取締役社長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長 2016年10月 同社代表取締役社長CEO 2017年6月 同社代表取締役社長CEO兼 グループCEO (現任) 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールデ イングス株式会社代表取締役社長CE O 兼 グループCEO (現任) 2019年1月 当社代表取締役社長CEO (現任) (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式 会社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO | — |
| (取締役候補者と当社との特別利害関係) | | 同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の代表取締役であります。 | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|---------------------------------------|---|------------|
| 2 【再任】 | まえ た ます み 前 田 真 澄 (1954年7月13日生) | 1973年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 1995年2月 同社取締役 1997年6月 同社取締役 電子機器事業部長 1999年4月 同社常務取締役 電子機器事業部長 2007年4月 同社常務取締役執行役員 営業副本部長 兼 技術副本部長 2008年4月 同社常務取締役執行役員 電子機器事業本部長 2013年4月 同社常務取締役執行役員 総務本部長 兼 企画・広報・法務・TQM管掌 2014年6月 同社顧問 2016年6月 同社専務取締役 2017年6月 同社取締役専務執行役員COO（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役専務執行役員グループCOO（現任） 2019年1月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役専務執行役員 グループCOO ダイヤモンド電機株式会社取締役専務執行役員COO | — |
| (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の取締役専務執行役員であります。 | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|-----------------------------------|--|------------|
| 3 【再任】 | はせがわ じゅん 長谷川 純 (1960年4月6日生) | 1989年4月 日本生命保険相互会社入社 1993年9月 産興運輸株式会社入社 1999年6月 ミドリ電化株式会社入社 2001年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2008年4月 同社総務部長 2014年4月 同社管理本部副本部長 兼 総務労安部長 2014年10月 同社監査室長 2016年6月 同社常務取締役 2017年4月 同社常務取締役 国内関係会社及び内部統制担当 2018年4月 同社取締役常務執行役員CCO及び内部統制担当、安全担当（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役常務執行役員グループCCO（現任） 2019年1月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役常務執行役員 グループCCO ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員CCO 内部統制担当、安全担当 | - |
| (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏は当社親会社であるダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の取締役常務執行役員であります。 | | | |

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する当社の株式の種類及び数 |
|---|---|--|-----------------|
| 1 【新任】 | いり え まさ たか 入 江 正 孝 (1955年10月26日生) | 1979年4月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 1999年8月 株式会社和光経済研究所（現株式会社日本投資環境研究所）出向 2012年4月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2014年11月 新潟ダイヤモンド電子株式会社出向 2016年9月 ダイヤモンド電機株式会社社長室長 2017年6月 同社取締役（監査等委員） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役監査等委員（現任） 2019年1月 当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役監査等委員 | — |
| （取締役監査等委員候補者と当社との特別利害関係） 同氏は当社の親会社等であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の取締役監査等委員であります。 | | | |

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する当社 の株式の種類 及び数 |
|---|---------------------------------------|--|-------------------------|
| 2 【新任】 【社外】 | かさ ま し ろう 笠 間 士 郎 (1955年3月15日生) | 1977年4月 株式会社兵庫相互銀行（現株式会社み など銀行）入行 1999年4月 第一稀元素化学工業株式会社入社 2003年3月 同社財務部長 2003年5月 同社取締役就任 財務部長 2004年3月 同社取締役 総務部長兼財務部担当 2011年6月 同社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 第一稀元素化学工業株式会社常勤監査役 | — |
| （監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 同氏は、金融及び会計の幅広い見識を有し、また企業経営者として豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 （監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係） 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 | | | |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する当社の株式の種類及び数 |
|-------------------|--|---|-----------------|
| 3 【新任】 【社外】 | みやもと かず とし 宮 本 和 俊 (1949年8月27日生) | <p>1975年4月 三菱電機株式会社入社 1998年4月 同社品質保証部長 2003年3月 株式会社ルネサステクノロジ入社 品質保証統括部長 2009年9月 学術博士 2010年3月 株式会社ルネサスデザイン入社 2019年1月 当社監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 同氏は、長年に亘り電子機器業界で活躍され、豊富な経験・実績・知見を有していることから、同氏の見識・経験等を当社グループのガバナンス強化及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> | — |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する当社の株式の種類及び数 |
|-------------------|-----------------------------------|--|-----------------|
| 4 【新任】 【社外】 | おかもと だいすけ 岡本大典 (1981年4月5日生) | 2007年9月 弁護士登録 池田綜合法律事務所入所 2015年1月 松柏法律事務所パートナー（現任） 2019年1月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 松柏法律事務所パートナー （監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 同氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 （監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係） 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 | — |

- (注) 1. 笠間士郎、宮本和俊及び岡本大典の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 笠間士郎、宮本和俊及び岡本大典の3氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 - (2) 笠間士郎、宮本和俊及び岡本大典の3氏が取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
 - (3) 当社は笠間士郎、宮本和俊及び岡本大典の3氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額135百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数も同数の3名となります。

なお、本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
大阪国際交流センター 大会議室さくら

電話 06-6773-8182



★ 大阪国際交流センター案内板設置場所

交通機関

- 地下鉄 谷町線・千日前線 谷町九丁目駅下車 徒歩約10分
- 谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅下車 徒歩約8分
- 近鉄 大阪上本町駅 ①番・②番出口 徒歩約8分
- ⑭番出口 徒歩約8分
- 公共交通機関のご利用にご協力ください。

ZEBRA 田淵電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。